

《東北電力記者会、宮城県政記者会、秋田県政記者会》

令和4年9月22日

国土交通省東北運輸局

秋田市（秋田県A地区）のタクシーの運賃改定要請について

令和4年9月21日、秋田県秋田市でタクシー事業を営する勝平タクシー株式会社から、下記の内容によるタクシー運賃の改定を求める要請書（現在の運賃の上限を上回る運賃変更）が秋田運輸支局に提出されましたのでお知らせします。

今後は、同日から3ヶ月間を受付期間として秋田県A地区の事業者から要請を受けて、要請事業者の車両数の合計が法人事業者全体の車両数の7割を超えた場合に、運賃改定の要否について判断することとなります。

記

1. 要請者

法人名：勝平タクシー株式会社（代表取締役 鈴木 学）

住 所：秋田県秋田市新屋寿町7番59号

2. 要請の概要

（要 請）普通車1. 00kmまで600円、230mごとに100円

（現 行）普通車1. 178kmまで600円、255mごとに100円

3. 運賃適用地域

秋田県A地区（秋田交通圏）：秋田市

4. 事業者数及び車両数（令和4年9月21日現在）

事業者数15社、車両数519両

問い合わせ先

東北運輸局自動車交通部 旅客第二課

担当者：庄司、本間

電 話：022-791-7530